

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年12月16日(2010.12.16)

【公開番号】特開2010-5453(P2010-5453A)

【公開日】平成22年1月14日(2010.1.14)

【年通号数】公開・登録公報2010-002

【出願番号】特願2009-236632(P2009-236632)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/496 (2006.01)

A 6 1 F 13/49 (2006.01)

A 6 1 F 13/56 (2006.01)

【F I】

A 4 1 B 13/02 U

A 4 1 B 13/02 H

【手続補正書】

【提出日】平成22年10月28日(2010.10.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

上記課題を解決した本発明は次記の通りである。

<請求項1記載の発明>

幅方向中央に沿って下腹部から股間部を通り臀部までを覆うように延在する部分であって、且つ身体側表面を形成する透液性トップシートと、外面側に位置する液不透過性シートとの間に吸収体が介在されてなる吸収性本体と、

この吸収性本体の外面に張り付けられておむつ外面を構成し、吸収性本体の幅方向両側にそれぞれ延出する部分であって且つ吸収体を有しない部分を有する外装シートと、内面に係止部を有する複数のファスニングテープと、を備えており、

前記ファスニングテープの係止部が、表面に多数のフック状突起を有するフック部材からなり、

前記外装シートは、複数のシートが貼り合わされて形成されるとともに、これらシート間における前記ウエスト開口部から前記レッグ開口部にわたる範囲に、前後方向に間隔を空けて複数の細長状の弾性伸縮部材が横断方向に伸張された状態で固定されており、

前記外装シートにおける前記吸収性本体の少なくとも一部を含む幅方向範囲において、散点状のシールパターンで前記多数のシール部が形成されて、前記複数のシートがシールによって接合された係止領域が形成され、前記弾性伸縮部材が散点状の前記多数のシール部によって切断されて断片化することにより、当該幅方向範囲は皺が寄っていない状態とされている、

ことを特徴とするパンツ型紙おむつ。

<請求項2記載の発明>

前記外装シートにおける前身頃の両側部と後身頃の両側部とがそれぞれ接合されることにより、両側に接合部が形成されるとともに、ウエスト開口部および左右一対のレッグ開口部が形成され、前記外装シートにおける前身頃または後身頃の両側部に、ウエスト開口部の縁から前記レッグ開口部の縁まで延在するミシン目がそれぞれ形成されており、前記弾性伸縮部材が前記ミシン目を横断するように配置されるとともに、

前記ファスニングテープの係止部が前記ミシン目の両側にわたり連続するように、各ミ

シン目を有する部分の外面に前記ファスニングテープが着脱自在に係止されている、請求項1記載のパンツ型紙おむつ。

<請求項3記載の発明>

前記ファスニングテープは、帯状の基材シートの内面に前記係止部を有する部分と、前記係止部を有さない摘み部とが設けられてなるものであり、前記係止部により前記おむつ外面に着脱自在に係止されるとともに、この係止部による係止を取外すことによりおむつ外面から完全に分離できるように構成されている、請求項2記載のパンツ型紙おむつ。

<請求項4記載の発明>

前記ファスニングテープの基材の融点が、前記外装シートを形成するシートの融点よりも高く、前記ミシン目は熱または超音波を加える手法によりカットされたものである、請求項2または3記載のパンツ型紙おむつ。